

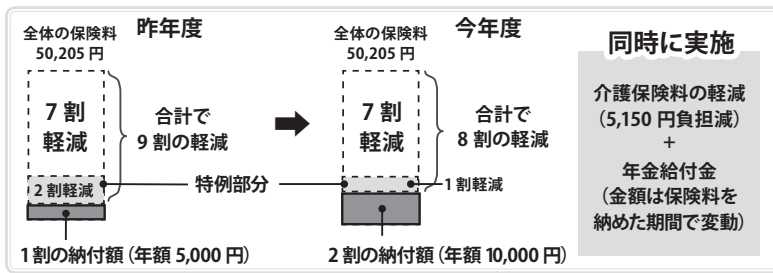
後期高齢者医療保険料を見直します

後期高齢者医療保険料は、世帯の所得状況に応じて、均等割の7割、5割、2割の軽減措置が設けられていますが、このうち7割軽減については、平成20年度以降、特例として9割または8・5割の軽減措置がとられていました。この特例措置は、若い世代との負担の公平を図るため、段階的に縮小されることとなりますが、同時に介護保険料の引き下げや年金生活者支援給付金の支給が実施され、所得の少ない方への負担軽減を図ります。

均等割の9割軽減は8割軽減へ

これまでの均等割の9割軽減は、今年度、8割軽減に変わりますが、(※図1を参照)この変更にあわせて、介護保

図1 世帯主の所得が33万円以下かつ被保険者全員が所得0円(年金収入80万円以下)の方 ※介護保険料の所得段階「第1段階」が該当



険料の負担軽減が強化されます。(※詳細は下記の介護保険料引き下げの記事を参照) また、12月からは年金生活者支援給付金(最大5千円/月)が支給されます。支給の要件や金額はねんきんダイヤル(☎0570・051165)へお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減を見直します

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、均等割が5割軽減になります。今年度以降、この均等割の軽減は制度加入から2年を経過するまでの期間のみに見直されます。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が8割または8・5割に該当することがあります。

各制度のお問い合わせ先

後期高齢者医療保険料

医療助成課 ☎ 381-1403 または、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

介護保険料

医療助成課 ☎ 381-1403

年金生活者支援給付金

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

軽減対象の比較 下記の所得を下回る世帯が軽減対象です。

軽減割合	昨年度	今年度
5割	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)
2割	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

均等割2割、5割軽減の対象範囲を拡大します

左表のとおり、均等割軽減対象範囲を拡大します。

所得段階が第1～3段階の方の介護保険料を引き下げます

今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や、所得の少ない方の負担軽減強化の観点から、平成27年4月以降、所得段階が第1段階の方の保険料を一部引き下げていましたが、今年10月に税率10%に引き上げられる消費税を財源に、世帯全員が市民税非課税である方の保険料の負担軽減を強化します。

今年度の第1～3段階の方の介護保険料(年額)は、下記の表に記載の金額になります。詳細は6月に発送の納入通知書で確認してください。

【詳細】 医療助成課 ☎ 381-1403

保険料引き下げの対象者

- 所得段階が第1段階の方
…保険料をさらに引き下げます
 - 所得段階が第2～3段階の方
…新たに引き下げの対象になります
- ※保険料は4月1日時点の世帯の課税状況により決定しますので、手続きの必要はありません

所得段階	対象者(65歳以上の方) (いずれも本人、世帯全員が市民税非課税の方)	現行		今年度		
		保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	軽減額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	0.45	30,890円	0.375	25,740円	5,150円
第2段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.65	44,620円	0.575	39,470円	5,150円
第3段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える	0.75	51,480円	0.725	49,770円	1,710円

※第4～13段階の保険料は昨年度と同額です。

※保険料の年額は基準額となる第5段階の保険料68,640円に、それぞれの所得段階の保険料率をかけて算定します。

個人情報保護制度と 情報公開制度

〔詳細〕総務部総務課 ☎ 381-1005

■ 個人情報保護制度

市が保有する個人情報については、具体的な取り扱いのルールを定めて管理しています。

どなたでも、自分の個人情報について、開示や訂正などを求めることができます。閲覧無料（複写などは実費）。

平成30年度の
開示請求の処理状況

区分	決定件数
全部開示	30 (22) 件
一部開示	3 件
非開示	0 件
不存在	2 件
計	35 (22) 件

※（ ）内は職員採用試験の結果に係る開示件数

■ 情報公開制度

公正で開かれた市政を一層推進するため、市が保有する公文書を皆さんからの求めに応じて公開しています。

公開請求は、どなたでも行うことができます。閲覧無料（複写などは実費）。

平成30年度の
公開請求の処理状況

区分	決定件数
全部公開	12 件
一部公開	8 件
非公開	0 件
不存在	4 件
計	24 件

■ 情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談所横の情報公開コーナーでは、行政情報に関する冊子などを閲覧できます。

今後5年間の計画を策定しました

各計画の 公表場所

市ホームページのほか、各計画の担当課、市役所情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎内証明交付窓口、情報図書館、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、市民会館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、総合社会福祉センターの窓口でご覧いただけます。

第6期江別市スポーツ推進計画

「健康都市宣言」を背景として、市民の健康づくりとスポーツ活動の関連づけなどを含め、時代の変化に対応した生涯スポーツ推進の新たな展望と目標を提示する必要があることを踏まえ、これまでのスポーツ推進政策における取組の継承と、だれもが健康で心豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指し策定します。

【基本方針】

- 1 いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも自発的にスポーツに親しみ、心身ともに健康で、明るく、こころ豊かに暮らせるよう、全ての市民がスポーツ活動を通じて健康づくりや運動習慣を实践、その定着化を目指す。
- 2 スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで市民が「楽しさ」と「喜び」を実感し、社会との絆や関わりを深めて共生社会の実現や新たなまちづくりに活かす取組に参画することを目指す。
- 3 スポーツの価値や力を活かし、更なる市民スポーツ活動の活性化を図る。

【基本目標】

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 地域スポーツ活動の推進
- 3 スポーツ環境の整備・充実

【計画の公表】

上記の公表場所のほか、市民体育館、大麻体育館、東野幌体育館、青年センターに配置。

〔詳細〕スポーツ課 ☎ 381-1142

第9期江別市社会教育総合計画

総合的な社会教育行政推進のため計画を定め、計画に沿って各施策、事業を推進していくもので、時代の変化に対応した新たな展望と目標を提示し社会教育行政の指針とするものです。

【基本理念】

「江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり」

【基本目標】

- 1 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり
- 2 学びを支える生涯学習の推進
- 3 地域で育まれた多様な文化の再発見と創造

〔詳細〕生涯学習課 ☎ 381-1062

第2期江別市学校教育基本計画

学校教育の一層の充実と発展に向けて、学校教育の目標や施策の方向性を示すものです。

【基本理念】

「心豊かに学び とともに未来のふるさとを拓く 子どもの育成」

【基本目標】

- 1 確かな学力を育成する教育の推進
- 2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進
- 3 良好な教育環境の整備
- 4 地域とともにある学校づくりの推進

〔詳細〕学校教育課 ☎ 381-1058



第3期江別市子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するため計画を定め、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進していくもので、社会状況や子どもの読書活動の推進状況に合わせた基本的な方向性を示すものです。

【基本目標】

- 1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

【計画の公表】

上記の公表場所のほか、情報図書館の分館（江別分館、大麻分館、豊幌小学校図書室、江別太小学校図書室）に配置。

〔詳細〕情報図書館 ☎ 384-0202